

令和2年4月8日

関係各位

弁護士法人ひまわりパートナーズ  
代表パートナー 古川健太郎

### 新型コロナウイルス感染拡大防止のための 業務体制の変更について

拝啓 春陽の候 皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素より格別のご高配を賜り心からお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、昨日、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発令されました。これを受けて当法人は、感染拡大防止のため、本年5月6日まで業務体制を以下のとおり変更させていただきます。

- ▶ 対面を伴う業務はできる限り避け、電話、メール、ウェブ会議等により業務を実施する。
- ▶ 受付時間を平日午前9時30分から午後6時までとする。
- ▶ 在宅勤務の実施により、事務所への出勤者の数を減らす。

また、[当法人のホームページ \(https://himawari-lpc.com/\)](https://himawari-lpc.com/)の「事務所ブログ」において、感染拡大によって発生する法律問題について適宜情報提供いたします。

上記業務体制の変更によって皆様にご不便をお掛けしないよう、所員一同、最大限努力させていただきますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

この緊急事態を皆様と一緒に乗り越え、早く日常を取り戻したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

敬具